

【環境・アメニティ】安らぎと潤いある環境を守り育てる

基本構想における記述

- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。
- 公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。
- 見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。
- 地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

現行基本計画に基づく主な取組

1 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

- ・ 地球温暖化対策地域協議会の設置（平成18年度）
- ・ E S C O事業の実施（平成20年度～）
- ・ 住宅用太陽光発電設備整備補助制度の実施（平成21年度～）
- ・ 全区役所で I S O 14001 の認証取得
- ・ 「さいたま市環境基本計画（改訂版）」の策定（平成23年3月）
- ・ 「さいたま市交通環境プラン（改訂版）」の策定（平成23年3月）
- ・ 「次世代自動車・スマートエネルギー特区」事業の開始（平成23年12月）
- ・ 「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の策定（平成24年3月）
- ・ 新エネルギー政策の策定（平成25年3月）
- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定（平成25年3月）

2 水と緑の空間の保全、再生と創出

- ・ さいたま市公共施設緑化マニュアルの策定（平成17年度）
- ・ 建築物緑化推進制度の創設（平成19年度）、建築物緑化助成制度の実施（平成20年度～）
- ・ 「見沼たんぼのホームページ」の開設（平成19年度）
- ・ 高沼遊歩道の完成（平成21年度）
- ・ 「さいたま市見沼田圃基本計画」の策定（平成23年1月）、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」の策定（平成24年3月）
- ・ 「さいたま市水環境プラン（改訂版）」の策定（平成24年3月）

3 美しい都市空間の形成

- ・ 違反広告物ボランティア撤去制度の創設（平成18年度）
- ・ 「さいたま市都市景観形成基本計画」の策定（平成19年10月）
- ・ ごみゼロキャンペーン、荒川や綾瀬川のクリーン作戦の実施
- ・ 見沼たんぼクリーン大作戦の実施

<主なデータ（参考）>

一人当たりの温室効果ガス排出量	4.56 t-CO ₂ /人（平成14年度）	⇒	4.16 t-CO ₂ /人（平成22年度）
市民1人1日当たりのごみの総排出量	1,117 g（平成17年度）	⇒	948 g（平成23年度）
屋上緑化・壁面緑化を施した公共施設数	27 か所（平成20年度）	⇒	36 か所（平成24年度）
自然緑地指定地区数	26 地区（平成20年度）	⇒	28 地区（平成24年度）

環境・アメニティ分野の主な課題

1 共通

- ・ 市民・事業者への情報発信の強化と環境教育の充実により、環境保全の意識啓発を図り、自ら行動する機運の醸成と機会の拡充が必要

2 生活環境

- ・ きれいな空気や水の保全及び快適な生活環境の確保に向け、環境調査の実施や事業者等に対する適切な検査・指導・規制が必要

3 地球温暖化対策

- ・ 市民・事業者・行政の連携した社会全体の取組による地球温暖化対策の推進が必要
- ・ 温室効果ガスの削減のため、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換が必要
- ・ 再生可能エネルギー等の導入促進などの推進が必要
- ・ 次世代自動車の普及促進など、低炭素な社会の実現に向けた取組の推進が必要

4 ごみ処理

- ・ 市民・事業者・行政の連携・協力により、ごみの発生・排出の抑制や資源の適切なリサイクルを推進することが必要
- ・ ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーの更なる活用が必要
- ・ 処理施設の老朽化が進んでいるため、プラント設備の更新や施設の統廃合が必要
- ・ ごみの減量や資源化、処理残渣の有効利用による埋立量の低減を図り、市内最終処分場の延命化が必要

5 水と緑

- ・ 市内に残された水辺の保全や、まちづくりと調和した水辺の整備が必要
- ・ 見沼田圃を次代に継承するため、見沼田圃及びその周辺地域の保全、整備及び活用に係る様々な取組の総合的・一体的な推進が必要

6 景観

- ・ 景観や住環境が調和したさいたま市らしい街並みの形成が必要

施策展開（案）

1 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

- (1) 環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進
- (2) 良好な生活環境の確保
- (3) 地球温暖化対策の推進
- (4) 再生可能エネルギー等の導入促進
- (5) 次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

2 とともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

- (1) 廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進
- (2) 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

3 「人と自然が共生する緑豊かな都市」の創造

- (1) 水と緑の保全と再生
- (2) 見沼田圃の次世代への継承
- (3) 魅力ある都市景観の形成